

令和4年度第3回千葉県子ども・子育て会議 議事概要

- 1 日 時 令和5年3月23日(木) 午後3時00分から午後5時00分まで
- 2 方 法 ZoomによるWEB会議
- 3 出席委員 阿部委員、稲垣委員、今村委員、大竹委員、大野委員、小川委員
風間委員、加藤委員、酒井委員、眞田委員、瀧本委員、藤澤委員
保科委員、松山委員、矢萩委員
- 4 関係課 総務部学事課
健康福祉部児童家庭課、健康福祉部子育て支援課、
健康福祉部障害福祉事業課
商工労働部雇用労働課
教育庁生涯学習課、教育庁学習指導課
- 5 議 題 (1) 千葉県子ども・子育て支援プラン2020中間見直し(案)
に関する意見募集結果について
(2) 千葉県子ども・子育て支援プラン2020の中間見直しの案
について
(3) その他

議題1 千葉県子ども・子育て支援プラン2020中間見直し（案）に関する意見募集結果について

子育て支援課 資料1に基づき説明。委員から意見、質問等なし。

議題2 千葉県子ども・子育て支援プラン2020の中間見直しの案について

子育て支援課 資料2及び別冊に基づき説明。質疑応答（概要）は以下のとおり。

眞田委員

政府は男性の育児休暇の取得についてパーセンテージを増大させるという考え方を示していると思うが、これについては本中間見直しには入れることはできない、今後の1つの課題であると考えているのか。

雇用労働課

御質問、御意見のあった件は、後日回答とさせていただきます。

眞田委員

最近の問題であるため、現段階で回答ができないのであればそれで了解した。

子育て支援課

男性の育児休暇については、別冊の5ページから7ページで、次期計画策定時に考慮すべき新たな課題として幾つか記載したが、(2)で国のこども基本法とあり、令和5年度からこども家庭庁ができ、新たな子育て政策ということで様々な検討がされている。男性の育児休暇についても、その中で整理ができればと思っている。

なお、現行の計画の中でも、ワーク・ライフ・バランスの推進で目標数値は掲げている。資料3の2枚目の3①、目標項目18番、仕事と生活の両立が図られていると感じる家庭の割合が該当すると考える。

いずれにしても、次回の本改定の際、男性の育児休暇についても目標などを整理できればと思っている。

阿部委員

同じく5ページの(1)の新型コロナウイルス感染症に見る緊急事態（パンデミック等）への対応で保育園がやむなく閉園した場合の代替保育に関して、今、厚生労働省が示しているオミクロン対策の休園時の代替保育については、他の園や公民館で預かると書いてある。そこでは、保育士の数や、保育士資格がなくてもよいと、かなり緩和された内容だが、これから新しい計画を立てる際は、このあたりも少し質を高められるよう、資格を持った人たちで、できるだけ条件を整えるような対策

を取っていただきたい。

子育て支援課

この件は通常の保育とは異なり、一時預かり事業をベースにして代替保育を提供している厚生労働省の事業だが、コロナウイルス対策で厚生労働省が一時預かりをベースに代替保育を用意すると示している。県内で実際に募集をかけたところ、実施しているところは今のところない。今後、コロナが5類に移行された後も新たな感染症が発生する可能性は十分あるため、保育の質の維持かつ社会の機能を安定的に維持するための質の維持は課題であるが、現行は厚生労働省の基準で行っている。

阿部委員

11ページの少子化のもたらす影響について、「家族の形態の変容や地域社会の変容など様々な面で懸念されています」と記載があるが、家族の形態の多様化が現実的と思うため、書きぶりを考えたほうがよいのではないかと。特に「懸念」という表現や、SDGsの基本的な考え方と照らし合わせ考えたほうがよいと考える。

子育て支援課

今回は中間見直しのため、アップデートの部分については次期計画の際に併せて検討していきたい。

稲垣委員

変容することによって生じてくる問題に現行制度が即応できないことが懸念されるという意味であればまだ分かるが、阿部先生が指摘されたように多様化することが問題であると読めてしまうと、それが県の考え方と問われかねない。

また、報告書全体が子どもの受動的な権利に依拠した表現が多いように思う。もう少し子どもの主体性の醸成に配慮した表現であることが必要ではないだろうか。この点は今後への要望として挙げる。

子育て支援課

県の文書として出すため、直す方向で検討したい。

小川委員

委員の皆様聞いていただきたいお話がある。

今日は、保育園関係、幼稚園関係、また、保護者の委員もいらっしゃるが、今、千葉県放課後児童クラブ、いわゆる学童保育において、こども家庭庁ができて、今後、放課後児童クラブという位置づけが子どもの居場所づくりみたいのところに入っている。また、そのこども家庭庁に、今回も学習支援とか、いろいろなことが入っている。さらに、その就労している世帯のお子様だけではなくて、全ての児童

を対象にということで、放課後子ども教室みたいなところもやっている。

まず、1つ目の問題は、先ほどもあった待機児童の問題だが、最近は待機児童ということばかり言うので、保護者にとっては、入れればいい、あればいいということになっていて、200人を超えるところが出てきた。特に都市部。1つの単位が100人近い児童が入っている。これは、とてもではないけれど、保育という環境ではない。国も大規模は解消して、とにかく40人程度にするよう市に言っているが、なかなかこれが進まないということと、強制にしていないので、待機児童解消という名ばかりが先行して、預けられている。保護者にとっては、預かってもらえるんだから、いいのではないかと言うかもしれないが、預けられている子どもたちが本当に悲惨な状況になっているということ。

もう一つは、先ほど言った学習支援とか、いろいろなことがあるということで、ある市なんかは今、子ども教室と放課後児童クラブを一緒にしてしまって、いわゆる5時から学童というやり方で、5時までは全体の預かり。しかも、放課後子ども教室はほとんどのところが無料である。それを今度は3,500円取ろうと。これで何が問題かという、無料だった頃はよかったが、3,500円払っている親にとっては子どもを行かせたいので、用事があっても行ってきなさいということになっている。子どもとしては本当は友達と遊びたいのに、行ってきなさいと。また、行った先で有料のいろいろなプログラムが用意されている。保護者にとっては、あれも習わせたい、これも習わせたいので、申し込んでいるけれども、中の実際の子どもたちは、いや、今日は誰々ちゃんと遊びたいのに、お金を払っているから行きなさいと。そんな感じになっている。

先ほどから話が上がっているように、こども基本法であったり、今度のこども家庭庁の一番のテーマであると思うが、発達において、子どもの意見を尊重して、子どもの最大の利益をと言っているにもかかわらず、今言ったことは、全部国の中で文言として、こういうこともやりますと入ってしまっている。それを受け取った自治体は、実際の子どもを無視して、まるで保護者に都合のいい、保護者のための施策を始め出している。そのことについて、皆さんから御意見を聞きたい。

眞田委員

放課後子どもクラブに関して、ちゃんと学術的に専門委員を含めて、どのような方向が望ましいかというような審議会等がなされて、そこで一定の結論が出ているのか。

小川委員

審議会のほうではちゃんと出ている。実際に国の厚労省の担当、また、こども家庭庁の準備室の担当の方とも懇談しており、国会議員の方の放課後児童クラブを考える総会にも出て、話を個別に聞くと、子どもの意思を尊重などとちゃんと言ってくれるが、言ってくれるのとこれとが違うというところは、今回の千葉県このよ

うな文書の中でも、やることだけ書いてあって、何か足りないのではないかと
ところがあるため、次回からでも書き足せることがあるなら、そこを守らなければ
いけない、親の都合だけで子どもが悲惨な状況になっているということだけは、皆
さんに御承知しておいていただきたい。

大野委員

小川委員のお話に付け加えるような形になるが、このような子どもに対してのプ
ランを立てるとき、どうしても視点は保護者のほうに流されやすいと思う。という
のは、意見を言うのは保護者であって、子ども自身言うことはないから。だが、
それで実際に子どもの健やかな成長や発達を促すという意味では、親にとってはあ
りがたいことかもしれないが、子どもにとっては果たしてどうなのか、当事者の目
を誰が担保するのかが非常に大事になってくると思っている。保育園だけではなく、
さっき小川委員がおっしゃったような学童保育なども、預かってくれる親の目線か
らするとありがたいけれども、果たしてそこで子どもの生活環境がきちんと担保さ
れているのか、あるいは教育の場を選んだり、保育園を選んだりするとき、昔は園
庭とか、そういういろいろあった条件が、今は足りないから、預ける人が多いから
ということで、環境は20年前の保育園の基準と大きく変わっている。

そのようなことから考えると、確かに次の世代のための大切な子どもを地域で育
てようとか、いろいろな話が出るが、子ども自身のベネフィットを誰が担保して、
きちんと検証するのかという視点を行政のほうに持っていただきたい。

子育て支援課

今回、中間見直しということで指標的なもののアップデートを主に行っているが、
4月1日から子ども基本法が施行され、国と地方公共団体に子ども施策に関して、
立案、実施、評価を行うそれぞれのプロセスにおいて子どもの意見を聞いて反映さ
せることが義務づけられており、子どもの意見をどのように聞いていくかというの
がまだなかなかはっきりしていないところ。それぞれの施策ごとにどういう対象、
子どもや保護者や関係者の意見を聞かなければいけないのかなど整理する必要があ
る。次期計画においては子どもの意見を聞くような場になるのか、パブコメになる
のか。それもまだ分からないが、これまでの県行政は確かに子ども目線というのは
正直なかったのではないかと個人的にも思っている。この2020などの幅広いもので
あれば、いろいろな世代、いろいろな境遇、環境に置かれている子どもから意見を
広く聞く必要があると思っていて、それをできる限り反映するような子どもの主体
性を大切に、そういう目で計画を立案していかないといけないと考えている。

阿部委員

印象の話になってしまうが、放課後児童に関わりたいという学生はかなりいるが、
給与の面などで、なかなか食べていけないということで、職に就けない。そこに働

く人たち、そこに通ってくる子どもたちとの生活について様々なことを学んでいくわけなので、全てできるとは思わないが、そこでの保育の質というのが多少上がっていきと思っており、そのあたりも併せて考えていただきたい。つまり構造の質。実際の場合での子どもとのやり取りの質だけではなくて、支える構造側の部分も検討してもらいたい。

子育て支援課

放課後児童クラブの支援員等の給与の引上げに関することについて、放課後児童クラブの運営は、主に国と県と市町村の補助によって賄われているという現状がある。補助の単価の拡充や、補助率の引上げについては、現状、国のほうで定められているため、あらゆる機会を捉えて、引き続き国に要求を出していきたいと考えている。

眞田委員

法律の世界でも、教育法の中で根本的な問題としてある。国家教育権から親の教育の権利だということになって、子どもの権利だということ、教育法学会でもかなりこれは熱心に議論されているところだと思うため、非常に重要なところであり、これを県においてどのように対応いただけるか期待している。

矢萩委員

第2回のときに同じように伺ったと思うが、認可外保育施設について。認可外保育施設についても、そこで暮らす児童、乳幼児にとっては同じ生活の場である、昨今、保育の場が多様化しているということにあっては、その保育の質の担保が重要視されることから現状と課題にも挙げられており、どのようにして指導監督あるいは支援というものを行っていますかといった質問をさせていただき、答えがあった巡回指導員のことや、基本的には現場からの求めに応じて、そこに対応するといったようなことだったと思う。

改めて、中間見直しの項目の課題の文章を見て思ったのだが、令和元年に無償化が始まり、まさにその経過措置期間が終わるところで、今回で言うと、別冊の102ページの3番の最後の行の辺り、「認可外保育施設の、保育の質の確保・向上を図ることがより重要となっています」という認識があって、そして104ページ。これは前回と同じ文章だと思うが、④というのが挙がっていたかと思う。⑤もある。見直しの文章の中に、幼稚園、保育所等の中にくるめられてしまっているのかもしれないが、特に経過措置期間が終わるところに至って、求められる文言として少し検討いただくことができないのか。

子育て支援課

前回は御質問があった認可外保育施設の件だが、文言を入れていく方向で調整予

定である。

矢萩委員

経過措置期間を過ぎると、指導監督というより、やはり自治体、行政が支援というスタンスで、あらゆる保育の場を支えていくという関係性が必要と思う。

稲垣委員

これまでの議論と少し関連して、千葉県子ども・子育て支援プラン2020令和3年5月中間見直し版の5ページについて。先ほど説明のあった次期計画策定時に考慮すべき新たな課題が列挙されているが、さきほど大野委員から指摘のあった子どもの理解の仕方というものが時々変化していく、それを受けて、政策で使う子どもという表現が変わる。「児童」から「子供」に変わり、「子ども」になり、今度のこども基本法の「こ」は漢字ではなくて、全部平仮名になっていく。ある程度こうしたことを踏まえている者たちは、何でこう言葉が変わっていくのだろうというのは理解できるところだが、初めてこうしたところで子ども・子育て支援の施策等を御覧になる方は、これは、誤植かな、変換ミスかなと思ってしまうようなところがあり、どこかで説明をしておいていただいたほうがいいのではないかと。当初計画策定したところと、その後、政策が出てきたことによって言葉が変わってきているところ。特に子どもの人権の尊重というのは基本的なところで、これまでの議論で、子ども・子育て支援となっているのは、子どもが育つこと、子ども主体の計画と、子育てという親の計画と、支援プランというのは2つの計画が並立している計画だと思う。そうした意味では、これが大人主体の計画になっているという評価であるならば、もともとのつくりにも誤りがあることになってしまうため、子ども主体の表現が不足していて、子どもがみんな受け身になってしまうところが、より一層その印象を強化しているように思う。

子育て支援課

「子ども」の表記の件について、別冊の「はじめに」の次の「目次」の「【参考】各計画関連図」の下のほうに「『子ども』の表記について」ということで入れているが、こちらの整理では「固有名詞及びこども基本法に関する記載を除き、原則として本計画の根拠法である子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき」、今回子どもの「子」は漢字で作成している。次期計画作成に当たり、子ども計画との整合性を図っていかなくてはならないので、そちらの表記は次期計画で再度整理させていただきたい。

稲垣委員

この対応で基本的には了承するが、これだとどうしてもついで見えてしまって、本当は一番大事なところなので、もう少し分かりやすく書いていただきたいという

のが趣旨。全面的に書き換えてほしいということではない。これが中間報告の見直しであることも了解しているが、その文言の書き方が誤解を招くということを踏まえて、今後はもう少しその点に留意した記載にしていきたいという意見である。

松山委員

保育の量の確保ということで保育園が多く建てられ、その審議に関わらせていただき、保育経験2年でも園長になれるとか、保育士の経験がない人たちばかりの集団の中でこども園がつくられるというところに対しては、巡回支援を行っている。実際今度は巡回支援の立場になって、新設園に対して事務局が巡回に行けますということで連絡しても、結構ですと拒否される現実がある。行っても、2年の幼稚園職員の経験で園長になれてしまうことで、保育指針を本当に読んでいるのかと思っても、私たちが巡回に行く権限はないよねということで、そうですか、でも、読んだほうがいいですよぐらいしか言えないのが現実。形だけの巡回支援というのはいかがなものかと。指導とまでは言えないと思うが、話はしても、聞く耳を持たなければ門前払いのところもあるし、新設園に関しては、認可を下ろすときに大変危惧する場面もあるが、それが今後どう質の確保につながっていくのかなということに対して、県はどのように考えるのか。

子育て支援課

認可保育所の巡回指導に関することについて、県としては、拒否されてしまうような園こそ指導が必要な園だという認識している。確かに権限はなく、お話がしづらいということは理解しているが、やはり支援事業であるため、お願いになってしまう。県としては、問題を抱えている施設、困っている施設に対して、意見、お話をできる場を設けたいと思っており、拒否される施設というのは、本当は支援が必要な施設だと考えている。そのため、巡回支援に入られる先生方、そういう施設にこそ丁寧にお話を聞いていただけるとありがたい。大変御苦労をおかけしているところだが、引き続きお願いしたい。

松山委員

行ったほうが良いような危ない案件で、市からも行ってくれと言われてたりするところが平気で拒否するため、行けば職員たちが困っている。何ができるわけではないが、一人で背負うことはないという声はかけられるのではと思っている。支援なので、拒否のところに行くのは支援ではないと、委員の中でも結構もめるところだが、県から強制的と言うのはおかしいのか。認可を下ろすときに、ちゃんと研修とか外部の人を受け入れるよう約束をした上で認可していると思う。そこを強く県からも言っていたきたい。そこで働く保育士や通う子どもたち、親のことを考えると、せっかくだけに作り上げた保育園なので、何とかいい一日、毎日が過ごせるような保育展開ができることを目指していただきたいなと思っている。

議題3 その他について

子育て支援課 組織改正・来年度の会議スケジュールについて口頭で説明。
質疑応答（概要）は以下のとおり。

風間委員

私立幼稚園は何か関わりが出てくるのか、分かっていることがあれば教えていただきたい。

子育て支援課

基本的には、私立幼稚園は学事課が所管ということは県の組織的には変わらないが、こども家庭庁の創立に伴って、全ての子どもの育ちの保障とか、どこの施設で暮らしているか、生活しているかなど、そういったことを問わず、子ども基本法の施行と併せて、全ての子どもということがかなりこども家庭庁の資料でも書かれている。施策的には、学事課を通してになると思うが、国の新規の施策が県に下りてきて、県で独自に何か考えないといけないようなときには、幼稚園が抜けてしまうことがないように学事課と調整していく。